

令和4年4月20日

市長 決 裁

平川市有料広告掲載に係る判断基準

(趣旨)

第1条 この基準は、平川市有料広告取扱要綱第4条に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断するものとする。

(掲載する広告の基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つるものでなければならない。

(規制する内容)

第3条 次の各号に掲げる内容の広告は、掲載しないものとする。

(1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの

例. ○医療法、介護保険法、薬事法、柔道整復師法、旅行業法などの広告に関する規定がある法令等に違反するもの

○商品等について規定している法令等に違反するもの

○法律に定めのない医療類似行為等に係るもの

○営業等について必要な届け出又は許認可等を受けていないもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

例. ○ギャンブルに関するもの(公営くじに係るものを除く)

○暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体が関わる広告

○人権を侵害するおそれのある広告

○他を誹謗、中傷又は排除する広告

○いかがわしい表現もしくは凶案又は乱暴な文言を用いた広告

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの

例. ○政治性及び宗教性のあるもの

○個人又は団体の主義主張に関するもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの

例. ○パチンコ店、キャバレーなどに関するもの

○麻雀店、ゲームセンターに関するもの

(5) その他、掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

例. ○マルチ商法、靈感商法などの悪質商法と認められるもの、または代理店募

集、会員募集、先物取引などの市民に過剰な利潤が得られると思わせるもの。

○たばこの製造・販売に関するもの

○興信所・探偵事務所などの広告

○懸賞広告及びクーポン付きの広告

○占い、運勢相談、加持祈禱などの広告

○貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業の広告

○インターネットのサイト形式で、商品やサービスを紹介または比較を行うもの

○市の広告事業の円滑な運営に支障を来たすもの